

令和8年5月22日 14時00分

近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名:株式会社佐藤工務店

期間:令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

株式会社佐藤工務店の代表取締役が、公契約関係競売等妨害罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 Tel 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 ふるはら さとし 古原 悟 (内線 2512)

令和8年5月22日

近畿地方整備局

## 株式会社 佐藤工務店に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、株式会社佐藤工務店代表取締役が公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社佐藤工務店の代表取締役が、公契約関係競売等妨害罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社 佐藤工務店

愛知県弥富市鯛浦町西前新田21番地

代表取締役 佐藤 誠

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヶ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)